



▲SDGsの全ての目標を表す17のアイコン

**持続可能な開発目標 (SDGs)**  
 消費者を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、近年は、消費者一人ひとりが社会の動きに関心を持ち、自らの消費行動が世の中にとどのよう影響するかを考えなければならぬ時代になってきています。  
 持続可能な開発目標 (SDGs) が国連サミットで採択されてから4年が経過し、日本でもこの目標を意識した取組みが進められています。17個の目標のうち、12番「つくる責任、つかう責任」は消費者である私たちにかけられる目標といえます。

## 消費者市民社会の実現を目指す活動

### 持続可能な開発目標 (SDGs)

### エシカル消費

「エシカル消費」とは、直訳すると「倫理的な消費」という意味です。SDGsにも掲げられている世界の緊急課題である貧困・人権・気候変動といった問題を解決するため、消費者一人ひとりが地球環境や人、社会、地域に配慮した消費行動をとることが求められています。市では、イベントや啓発活動を通じて、市民の皆さんに「エシカル消費」についての情報提供を行い、「エシカル消費」の認知度、理解度を高めていくための取組みを進めています。

「エシカル消費」とは、直訳すると「倫理的な消費」という意味です。SDGsにも掲げられている世界の緊急課題である貧困・人権・気候変動といった問題を解決するため、消費者一人ひとりが地球環境や人、社会、地域に配慮した消費行動をとることが求められています。市では、イベントや啓発活動を通じて、市民の皆さんに「エシカル消費」についての情報提供を行い、「エシカル消費」の認知度、理解度を高めていくための取組みを進めています。

### 消費者交流会

(はなぷらConsumer Meeting)

消費者交流会は、体験型ブースや展示などを通して「エシカル消費」と「SDGs」についての市民の皆さんに広く知ってもらうためのイベントです。行政や事業者、市民ボランティアの皆さんと協力しながら実施しています。今秋にも開催する予定です。  
 私たち消費者が社会の中心となり、より住みよい社会となるように、消費者力を高めていきましょう。イベントに興味のある人は、消費生活センターまでお問い合わせください。

# 誰もが安心して生活し続ける安全な社会の実現に向けて

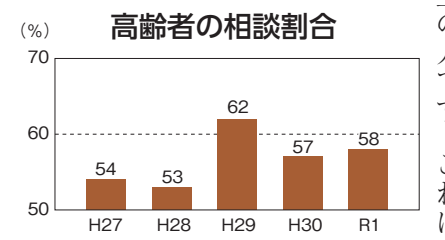


消費生活センターでは、消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた取組みのほか、消費者が自らの消費行動に責任を持ち、より良い社会の実現に貢献できるようさまざまな取組みを行なっています。今回は、5月の消費者月間にあたり、消費者安全確保地域協議会や、消費者市民社会の実現を目指す活動についてご紹介します。 **【市民課】**

## 消費者安全確保地域協議会がスタート

### 高齢者を狙った消費者トラブルが多発

消費生活センターへの相談のうち、約6割が60歳以上の人です。これは自宅にいたことが多く高齢者が3K（お金、健康、孤独）の不安に付け込まれ、トラブルが増えていることが原因です。昨年度、多く寄せられた相談事例を紹介します。



**第1位 ハガキなどによる架空請求**  
 架空請求のハガキやメールが送られてきて、記載された電話番号に連絡すると金品を請求された。  
**連絡する前に相談しましょう。**

**第2位 不審電話やメール**  
 話しているうちに個人情報をとられたり、にせサイトに誘導された。心あたりがなければ相手にしないようにしましょう。

**第3位 健康食品の定期購入**  
 インターネットや電話で健康食品を「お試し」で契約したつもりが定期購入の契約だとわかった。購入前に条件を確認しましょう。

### 消費者安全確保地域協議会の立ち上げ

市では、上記のような消費者トラブルから高齢者や障がい者などを守るため、4月1日に「消費者安全確保地域協議会」を立ち上げました。この協議会は、地域の介護予防・生活支援サービスなどを担う事業主体などと情報共有や連携を行うための生活支援協議体に、「消費者被害防止」の視点を加えたものです。

### 消費者安全確保地域協議会の役割

協議会では、普段から地域の見守り活動を行なっている人が異変や被害に気づいた際、専門の相談窓口である消費生活センターにつなぐための情報共有・支援を行います。地方公共団体や地域のさまざまな立場の関係者が連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を市内全域で進めます。



▲スーパーマーケットの店頭で街頭啓発

## 消費を通じた豊かな未来づくりに向けて

### 相談してくださいね

一人で悩まず相談しましょう。  
 ●消費者ホットライン ☎188  
 ●消費生活センター  
 ☎3311227 (相談のみ)  
 午前8時30分～午後5時15分  
 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)  
 ●和歌山県消費生活センター  
 ☎073143311551  
 平日 午前9時～午後5時  
 ※土・日曜日は午前10時～午後4時  
 (祝日、年末年始を除く)